

## **福岡スポーツ EXPO（仮）実施業務企画提案公募実施要領**

本実施要領は、「福岡スポーツ EXPO（仮）実施業務」（以下、「本件業務」という。）に係る提案公募に参加しようとする者(以下「提案者」という。)が留意すべき事項について定めたもので、提案者は以下を熟知した上で公募に参加するものとする。

### **1 業務の趣旨・目的**

公益財団法人福岡県スポーツ推進基金（以下、「当財団」という。）は、県内におけるスポーツビジネスの活性化及び地域課題の解決に資する連携の場を創造することを目的としたイベントを開催するため、本イベントの企画・運営を行う事業者を公募する。

本件業務については、民間事業者等の知識やアイデア、ノウハウ等を活用し、より効果的な施策を実施するため、提案公募型プロポーザル方式により事業者を募集する。

### **2 業務の内容**

別紙「福岡スポーツ EXPO（仮）実施業務委託仕様書（以下、「仕様書」という。）」及び受託予定者からの企画提案書をもとに、受託予定者と当財団において協議の上、決定する。

### **3 事業実施期間**

契約締結の日から令和 7 年 3 月 31 日まで

### **4 委託上限金額**

2,200千円（消費税および地方消費税を含む）

### **5 参加資格要件**

次に掲げる条件のすべてに該当する者とする。

- (1) 事業の目的を理解し、委託業務を円滑に遂行するために必要なノウハウと経営基盤を有していること。
- (2) 福岡県内に本社又は事業所を有する者
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4（一般競争入札の参加者資格）が規定する者に該当しないこと。
- (4) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（令和 3 年 2 月 10 日 2 総厚第 17290 号）に基づく指名停止期間中でない者。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者。
- (6) 福岡県暴力団排除条例（平成 21 年福岡県条例第 59 号）に定める暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者ではないこと。
- (7) 複数の団体が本事業の受託のために組織した共同事業体（民法（明治 29 年法律第 89 号）上の組合に該当するもの。以下同じ。）による参加の場合、上記（3）から（6）

の要件について全ての構成員が適合するとともに、（1）及び（2）の要件については構成員のうち少なくとも1者は適合すること。

なお、共同事業体に参加する構成員は、本提案公募において他の共同事業体の構成員となること又は単独で参加することはできない。

## 6 企画提案公募手続及びスケジュール(予定を含む)

(1) 企画提案公募の開始	令和7年4月28日(月)
---------------	--------------

(2) 事前質問の提出期限	令和7年5月2日(金)
---------------	-------------

本実施要領、仕様書の内容等について質問がある場合には、下記のとおり提出すること。

- ① 提出期限 令和7年5月2日(金) 午後5時00分
- ② 提出方法 本実施要領10に記載しているメールアドレスに質問書【様式第1号】を送信すること。
- ③ 回答方法 各質問受領後、2営業日を目安に財団ホームページに質問者匿名にて掲載する。

ただし、質問又は回答の内容が、提案内容に密接にかかわるものについては、質問者に対してのみ回答する。また、質問の内容によっては回答しないこともある。

(3) 企画提案書の提出期限	令和7年5月14日(水)
----------------	--------------

① 提出書類及び部数

(ア)企画提案応募書（要代表者押印）【様式第2号】

(イ)企画提案書（本実施要領7参照）

(ウ)誓約書（要代表者押印）【様式第3号】※

※複数事業者が業務にかかわる場合は全ての事業者が提出

② 提出期限

令和7年5月14日(水) 必着

③ 提出方法

電子メール

※持参、FAX、郵送は不可

④ 提出先

公益財団法人福岡県スポーツ推進基金

メールアドレス info@fukuokasports.org

⑤ その他

- ・提出された企画提案書等は委託先の選定のみに使用し、採用の有無にかかわらず返却しない。また、提出期限後に記載内容の変更は認めない。
- ・1応募者が提出できる企画提案書は1提案までとする。
- ・企画提案書等の作成に要した費用、その他応募に要した経費は提案者の負担とする。
- ・選定された提案者の企画提案書にかかる著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む）は、財団に帰属するものとする。

**(4) 審査結果の通知**

令和7年5月中～下旬

**① 通知方法**

全ての提案者に文書及び電子メールで通知

**② 通知内容等**

審査の経緯、得点等は通知せず、審査結果に対する質問や異議申立てには応じない。

**③ 結果の公表**

選定結果は公表しない

**(5) 委託契約の締結**

令和7年5月下旬

**① 契約の対象**

委託契約候補者と契約締結の協議（企画提案書の主旨を逸脱しない範囲での内容変更の協議を含む）の上、最終の仕様を決定し契約を締結する。協議が不調のときは、「8 委託先の選定」により順位付けられた上位の者から順に契約締結の協議を行う。

**② 契約金額**

契約金額については、委託契約候補者選定後、その候補者に対し改めて見積書提出の依頼を行い決定する。ただし、契約金額は「4 委託上限金額」の範囲内とする。

**③ 委託料**

- ・委託料は、事業の実施に必要なすべての経費（人件費、旅費、通信運搬費、消耗品費、印刷製本費、賃借料、謝金、保険料等）を含むものとし、原則として領収書等で確認できるものを対象とする。但し、受注者による会合や飲食費、委託業務とは直接関係ない経費や備品購入など財産取得となる経費は対象外とする。

- ・受託者は財団による履行確認を受けたときは、財団に対して委託料の支払を請求するものとする。但し、受託者から財団に対して委託料の概算払を請求し、財団がその必要があると認めた場合は、概算払をすることができる。

**④ その他**

- ・福岡県暴力団排除条例の施行に伴い、契約にあたっては、「誓約書」を提出することとする。また、契約締結後に受託者が暴力団関係者に該当すると判明したときは、当該契約を解除するとともに違約金を徴収する。

- ・契約締結にかかる諸費用（印紙代等）は受託者の負担とする。

## 7 企画提案書の作成

**(1) 様式**

- ・A4 判横書きで表紙、目次、本文により構成。ただし、図表等は A3 版でも可。
- ・表紙には「福岡スポーツ EXPO（仮）実施業務企画提案書」と記載し、余白に会社名（団体名）、担当者名（所属、職）及び連絡先（電話・FAX 番号、電子メールアドレス）を記載。

**(2) 提案内容**

「業務委託仕様書」を踏まえた確実に実施可能なものとし、以下を含めること。

**(ア) 提案者の概要**

- ・組織体制、経営状況、事業内容 など

- ・国または地方公共団体の受注業務等実績
- ・本件類似業務の実績

(イ)業務実施計画（運営体制及びスケジュール）

- ・事務局所在地、組織図、人員配置計画、安全対策、個人情報漏洩・セキュリティ対策、権利関係対策、事業開始から終了までの工程表 など
- ・ただし、提案時には 10 月中旬に開催すると仮定し、工程表を作成すること
- ・当財団で担う必要がある業務があれば明記すること。
- ・再委託を予定している場合は、再委託先の事業者名、再委託する業務の範囲、再委託の必要性を明記すること。ただし、業務の全てを再委託することは認めない。

(ウ)業務内容の詳細及び所要経費

- ・業務にかかる総費用及び積算の内訳（消費税及び地方消費税の額を明示）
- ・想定する費用項目は事業推進関係費（制作物関係）、実施運営費（司会者及び運営スタッフ、備品関係）、施工関係費（会場サイン、施工関係）、管理費とし、「4 予算規模(見積限度額)」の範囲内で積算すること。
- ・なおステージイベントの登壇者の手配、イベント会場使用にかかる経費は当財団で負担するため、積算に含めないこと。

(エ)イベント企画概要

仕様書に掲げる内容のほか、以下について提案すること。ただし、提案内容によって判断するが、実施に当たっては、当財団の調整の上、実施することとなる。

- ・イベント名
- ・イベントのキービジュアル
- ・開催会場（会場費として 100 万円を上限とすること）
- ・会場レイアウト
- ・講演やトークイベントなどのステージコンテンツ（1 本 30 分～40 分程度）
- ・1 日のスケジュール
- ・司会（1～2 名）
- ・出展または協賛が期待できる候補企業・団体一覧
- ・来場が期待できるプロモーション方法

(オ)業務を受注するにあたってのセールスポイント

- ・制作物のクオリティや円滑な運営体制、コストパフォーマンスなど、提案者が自身で考えるセールスポイントを記載すること。
- ・独自のネットワークを活用した周知・広報や来場者の満足度向上に資する仕掛けの提案など、本事業の目的達成に適うと思われる内容を予算規模の範囲内で実施できる場合は、仕様書に定めのない内容であっても積極的に独自提案を行うこと。

(3) 失格

以下に該当する者は失格とし、応募を無効とする。

(ア)提案参加者が「5 参加資格」の要件を満たさないとき

(イ)提案書等が「7 企画提案書の作成 (1)様式」や仕様書に記載された内容に適合せず、その補正に応じないとき

- (ウ)提出書類に虚偽又は不正があったとき
- (エ)提案書等の提出期限までに所定の書類が整わなかったとき
- (オ)その他、法令違反又は不正行為が発覚したとき

(4) その他

- ・提案書は、専門的知識を有しない者でも理解できるよう、わかりやすい表現にする等配慮すること。
- ・提案書等により収集した個人情報については、本業務以外には使用しない。

## 8 委託先の選定

(1) 審査方法

当財団に設置する「福岡スポーツ EXPO（仮）実施業務委託先候補者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）」において、企画提案書の内容を総合的に審査する。「(2)審査基準」に基づき、最高点の評価を受けた者を最優秀提案者として、委託契約候補者に選定する。

(2) 審査基準

審査基準	審査内容（項目毎配点）	満点
案件の目的及び内容の理解度	・本件業務の目的、趣旨を十分にふまえた具体的かつ実効性の高い提案がなされているか(10)	10
業務実施体制及び実績	・実施体制が適切かつ十分なものであるか(10) ・実施スケジュール、業務分担等が明確であり実現可能な工程となっているか(10) ・過去の実績は、本事業の実施に対し十分な効果が期待できるものか(5) ・知的財産、個人情報の取扱について、適切な対応ができると判断できるか(5)	30
提案内容	・イベントタイトルやステージコンテンツなどの提案内容は、出展企業・協賛社募集や集客に効果が期待できるか (15) ・各種メディアでの露出や集客が期待できるか(15) ・独自提案は実現性が高く、目的に対する効果が期待できるか(10)	40
費用	・必要な費用が適切な価格で計上されているか(10) ・【以下算定式による評点】 $10 \times \text{全提案の中の最低価格} / \text{自社の提案価格}$	20
合計		100

(3) その他

- ・最高点の評価を受けた者が複数いる場合は、提案価格の低い者を最優秀提案者とする。
- ・最優秀提案者の評価点が 60 点未満の場合は採択しない。

- ・審査にあたり、提案書の内容に関しヒアリング等を行う場合がある。
- ・委託契約候補者が契約を辞退する場合、又は審査後に失格となることが判明した場合、次点の者を繰り上げる。
- ・企画提案者が1者の場合でも、選定委員会で審査の上、委託契約候補者を決定する。

## 9 事業報告

委託期間満了後、速やかに業務完了報告書を提出すること。なお、事業実施に要した経費については、収支を記載した帳簿等を備え経理状況を明確にしておくとともに、事業終了後5年間保管すること。

## 10 問い合わせ先

(公財)福岡県スポーツ推進基金 事務局 担当 永瀬・今井  
〒812-0046 福岡市博多区吉塚本町 13-50 福岡県吉塚合同庁舎 1階  
電話 092-643-0205 FAX 092-643-0206  
メール [info@fukuokasports.org](mailto:info@fukuokasports.org)